

市村清新技術財団は 中小企業の 技術開発を 応援します



新技術開発助成 申請案件募集中

応募対象

中小企業で、自ら技術開発する会社

助成対象費目

部品・材料費：開発に必要な部品・原材料購入費

消耗品費：試作・評価に関わる消耗品費用

外部委託費：開発活動の一部を外部(第三者)に委託する費用

レンタル費用：本開発の直接関連する期間のみの計測器費用

応募期間

第115回：令和7年4月1日～4月20日

第116回：令和7年10月1日～10月20日

助成金

技術開発費の4/5、最大2400万円、前渡し

公益財団法人
市村清新技術財団

〒143-0021 東京都大田区北馬込1-26-10

お問い合わせ

TEL.03-3775-2021

詳しくは

<https://www.sgkz.or.jp>



新技術開発助成・募集要項

助成の目的とねらい

市村清新技術財団は、広く科学技術に関する独創的な研究や新技術を開発し、これを実用化することによって我が国の産業・科学技術の新分野等を醸成開拓し、国民生活の向上に寄与することを目的としています。

当財団の新技術開発助成は「独創的な新技術の実用化」をねらいとしており、基本原理の確認が終了（研究段階終了）した後の実用化を目的にした開発試作を対象にしています。

また、地球環境保全、特に地球温暖化防止は重要と考え環境分野を設け技術開発を支援します。

助成対象

■ 企業の要件

- （1）資本金3億円以下または従業員300名以下の非上場企業で、自ら技術開発する会社
- （2）関係会社に上場企業、大企業（資本金3億円超、かつ従業員300名超）がないこと

■ 開発技術の要件

- （1）独創的な国産の技術であり、本技術開発に係わる基本技術の知的財産権が特許の出願もしくは特許権の取得により主張されていること
- （2）開発段階が実用化を目的にした開発試作であること。すなわち、“原理確認のための試作”や“商品設計段階の試作”は対象外
- （3）実用化の見込みがある技術であること
- （4）開発予定期間が原則として1年以内であること
- （5）その技術の実用化で経済的効果、または地球温暖化防止が大きく期待できること
- （6）自社のみの利益に止まらず、産業の発展や公共の利益に寄与すること
- （7）同じ技術開発内容で、同時期に、他機関からの助成を受けていないこと

■ 助成対象外

- （1）医薬品およびソフトウェア製品の実用化開発
- （2）国の承認審査のために必要な臨床試験段階の開発（ただし医療機器・器具は助成対象です）
- （3）研究段階、商品設計段階、量産化段階の技術開発

助成金

- （1）助成金の対象となるのは、本開発試作に直接必要な費用です。具体的には、以下です。
 - 部品・材料費：開発に必要な部品・原材料購入費
 - 消耗品費：試作・評価に関わる消耗品費用
 - 外部委託費：開発活動の一部を外部（第三者）に委託する費用
 - レンタル費用：本開発に直接関連する期間のみの計測器等レンタル費用社内人件費は原則助成対象外です（詳細はHP募集要項の別表1及び記入要領参照）。
- （2）試作費合計額の4/5以下で2400万円を限度として助成します。
- （3）助成金は助成開始時に行う助成金贈呈式で贈呈いたします。

当財団HPに詳細、採択事例等の記載があります。

<https://www.sgkz.or.jp>

